

## 『協会員の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則』の一部改正 について

令和2年6月17日  
日本証券業協会

### 1. 改正の趣旨

協会員は、『協会員の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則』第4条にて規定する営業単位以外の営業単位を定めて営業責任者及び内部管理責任者を任命し配置する場合には、あらかじめ本協会に所定の様式による申請書を提出し承認を得なければならない<sup>1</sup>。

営業単位は各社の業態等に応じて各社各様であり、物理的に距離が離れた店舗における取引の承認や帳簿書類のモニタリング等を行うことを可能とする等の新たな管理手法を構築する協会員も出てきているなか、上記申請、承認が協会員の創意工夫を妨げることとならないよう、今般、協会員において業務の適切な遂行が可能であると認める場合については、複数の社内組織の集合体であっても1つの営業単位として取り扱うことができるようにするため、『協会員の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則』を一部改正することとする。

### 2. 改正の骨子

「『協会員の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則』の一部改正  
営業単位の範囲に別表に掲げる形態を追加するとともに別表を新設する。

(第4条及び別表)

### 3. 施行の時期

この改正は、令和2年7月1日から施行する。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 規律審査部 (TEL 03-6665-6778)

<sup>1</sup> 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第10条第2項及び第13条第3項。

『協会の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則の一部改正について

令和 2 年 6 月 17 日  
( 下線部分変更 )

新	旧						
<p><b>(営業単位の範囲)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 規則第10条第 1 項及び第13条第 1 項に規定する営業単位は、次の各号に掲げる協会の区分に従い、当該各号に定める営業部店等の社内組織上一体の業務運営を行っている単位又は別表に掲げるこれらに準ずる単位とする。</p> <p>1～3 ( 現行どおり )</p> <p><b>別表</b></p> <p><b>「協会の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則第 4 条に定める別表</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">協会員において業務の適切な遂行が可能であると認める場合で、かつ、以下のいずれかに該当する営業部店等</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: top;">1</td> <td style="padding: 5px;">一の営業部店等と他の営業部店等を一体として管理するときのこれらの営業部店等</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: top;">2</td> <td style="padding: 5px;">同一の建物内に複数の営業部店等が出店しているときの当該営業部店等</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。</p>	協会員において業務の適切な遂行が可能であると認める場合で、かつ、以下のいずれかに該当する営業部店等		1	一の営業部店等と他の営業部店等を一体として管理するときのこれらの営業部店等	2	同一の建物内に複数の営業部店等が出店しているときの当該営業部店等	<p><b>(営業単位の範囲)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 規則第10条第 1 項及び第13条第 1 項に規定する営業単位は、次の各号に掲げる協会の区分に従い、当該各号に定める営業部店等の社内組織上一体の業務運営を行っている単位とする。</p> <p>1～3 ( 省 略 )</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">( 新 設 )</p>
協会員において業務の適切な遂行が可能であると認める場合で、かつ、以下のいずれかに該当する営業部店等							
1	一の営業部店等と他の営業部店等を一体として管理するときのこれらの営業部店等						
2	同一の建物内に複数の営業部店等が出店しているときの当該営業部店等						